



長野県報

10月17日(月)
平成28年
(2016年)
第2817号

目次

条 例

長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課)	2
長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(警務課)	2

告 示

平成28年10月7日成立した平成28年度補正予算の要領(財政課)	3
身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障がい者支援課)	4
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障がい者支援課)	4
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退(障がい者支援課)	5
保安林予定森林にする旨の通知(6件)(森林づくり推進課)	5
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	6

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課)	7
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課)	7
長野県社会福祉総合センターの指定管理者の候補者の募集(地域福祉課)	8
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課)	9
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧(農村振興課)	9
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市・まちづくり課)	10
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	10
随意契約の相手方の決定(東北信運転免許課)	11

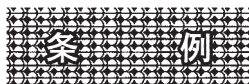
本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 中小法人を除く法人の県民税について、法人税割の税率を100分の4とする特例措置（本則税率100分の3.2）の適用期間を平成33年10月31日まで5年間延長しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の制定に伴い、所掌する事務を追加しました。
- 2 この条例は、平成28年11月30日から施行します。



長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第38号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「平成28年10月31日」を「平成33年10月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

税 務 課

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第39号

長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察の組織に関する条例（昭和29年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中第24号を第25号とし、第21号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

- (21) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。

警 務 課